

第百十二回 参議院大蔵委員会會議録第十六号

昭和六十二年五月二十四日(火曜日)

午前十時四十分開会

委員の異動

五月二十日

辞任

田 英夫君

補欠選任

野末 陳平君

出席者は左のとおり。

委員長

村上 正邦君

理事

大浜 方榮君

梶原 清君

藤井 孝男君

志苦 裕君

多田 省吾君

委員

井上 裕君

大河原太一郎君

河本嘉久蔵君

斎藤榮三郎君

斎藤 文夫君

坪井 一字君

福田 幸弘君

矢野俊比古君

山岡 賢次君

山本 富雄君

鈴木 和美君

丸谷 金保君

本岡 昭次君

塩出 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

國務大臣 大蔵 大臣 宮澤 喜一君

政府委員 大蔵政務次官 佐藤榮佐久君

大蔵省証券局長 藤田 恒郎君

大蔵省銀行局長 平澤 貞昭君

大蔵省国際金融局長 内海 孚君

事務局側 常任委員会専門員 保家 茂彰君

栗林 卓司君 野末 陳平君

本日會議に付した案件

○証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○金融先物取引法案(内閣提出、衆議院送付)

○新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願(第六一號外三六件)

○大型間接税の導入反対等に関する請願(第七七號外三六件)

○新大型間接税の導入反対に関する請願(第一四七號外二件)

○大蔵省財務局の大幅増員に関する請願(第一四九號外二件)

○大型間接税導入反対に関する請願(第三八六號外五〇件)

○税制改革に関する請願(第六一三號)

○新大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(第九九二號外一三件)

○大型間接税の導入反対、大幅な所得減税に関する請願(第一三四〇號外二件)

○新大型間接税導入反対に関する請願(第一四六六號外一〇件)

○税制の抜本的改革に関する請願(第一六八四號外三件)

○電波によるたばこ広告廃止に関する請願(第一七〇一號外一五件)

○未婚の母への養育給付適用に関する請願(第一七四四號外一件)

○コインロッカー事業に対する新大型間接税の導入反対に関する請願(第一九二二號)

○継続調査要求に関する件

○委員派遣に関する件

○委員長(村上正邦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

証券取引法の一部を改正する法律案及び金融先物取引法案の両案を一括して議題といたします。

両案に対する質疑は、前回終局いたしましたので、これより両案の討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉井英勝君 私は、日本共産党を代表して、金融先物取引法案、証券取引法一部改正案の両案に對して反対の討論を行います。

まず、両案のうち、先物市場の開設についてであります。近年のアメリカを中心とする金融先物市場の異常な肥大は、ドル危機を契機とする変動相場移行など、世界経済の危機と動揺によるものであります。しかし、先物市場の拡大はその原因となった経済の危機と動揺を何ら解決しないばかりか、為替相場、株価、金利などの変動を一層激しくする一方、世界経済のカジノ化とも言うべき懸念すべき事態を招来しているのであります。

我が国において新たに取引される先物商品は株価指数とか、そのオプションなど、現実経済と大きくかけ離れた架空の商品であり、しかもその取引は差金決済で行われ、少額の証拠金で巨額の金を動かすことができる極めて投機的な市場であります。政府は、リスクヘッジの必要性を強調していますが、投機とヘッジは混然一体であり、極めて投機色の強い市場になることは避けられません。

我が国大企業は近年、財テク、マネーゲームに狂奔していますが、先物市場の開設は一層この傾向を助長し、銀行、証券会社はますます肥大の一途をたどることは明らかです。とりわけ、大衆の預金を預かる金融機関が先物取引に乗り出すことは、大衆預金の安全や信用秩序の維持の観点から大きな問題をはらむものであります。

第二に、証券法の一部改正案のうち、企業内容開示制度の見直しの部分についてであります。企業内容開示制度は証券取引法の大きな柱をなしており、投資家の投資判断のためだけでなく、広く国民が企業行動を監視し、その社会的責任を果たさせるためにも重要な制度であります。本法案は簡素化の名目で、発行開示制度を形骸化し、基本的に継続開示制度のみにしていかうとするものであります。しかし、現行制度は両開示制度ともまだ極めて不十分なものであり、その充実強化こそ求められているのであり、これを大企業の機動的な資金調達を容易にするためという理由で後退させる本法案には賛成できません。

第三に、証券法改正案のうちインサイダー取引規制に関する部分についてであります。インサイダー取引は、一部会社関係者による一般株主を犠牲にした不正行為であり、諸外国でも厳しく規制が加えられているものであります。ところが、我が国においては、現行法でも規制できるにもかかわらずこれを全く放置し、インサイダー取引や株価操作がまかり通っていたことについて、政府の責任は重大です。この点で本法案は、現行法に加

えてインサイダー取引に係る法律要件を初めて明確に規定し、違反者に刑事罰を科すことにし、あわせて未然防止のための規定を整備するものであり、もとより不十分な点もありますが、今後国会と国民が監視を強めるならば一定の効果も期待できるものであり、賛成であります。

以上のことから、両案について我が党は、金融先物取引法については反対、証券取引法一部改正案については、インサイダー取引規制関係は賛成であります。その他の点で反対であるので、全体としては反対の態度をとるものであります。

○委員長(村上正邦君) これにて討論は終局したものと認めます。

これより両案の採決に入ります。

まず、証券取引法の一部を改正する法律案の採決を行います。

○委員長(村上正邦君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、金融先物取引法案の採決を行います。

○委員長(村上正邦君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【賛成者挙手】

○委員長(村上正邦君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、志吉裕君から発言を求められておりますので、これを許します。志吉裕君。

○志吉裕君 私は、ただいま可決されました証券取引法の一部を改正する法律案及び金融先物取引法案の両案に対し、自由民主党、日本社会党、護

憲共同、公明党、国民会議、民社党、国民連合及び新政クラブ、税金党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

証券取引法の一部を改正する法律案及び金融先物取引法案に対する附帯決議案(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 金融・証券先物取引等の導入に当たっては、特に一般の委託者の保護に万全を期するため、その正確な知識の普及、的確な情報の提供がなされるように努めるとともに、過度の投機的取引、不正な手段を用いた勧誘、過大な広告等が行われることのないよう指導・監督を行うこと。

一 金融・証券先物取引等の導入に当たっては、我が国金融・証券市場が国際的な役割を果たしていくことを踏まえ、適切な条件のもとに取引が行われるようその国際性に十分留意するとともに、その運用においても遺憾なきを期すること。

一 証券先物取引等については、先般の株価下落の経験等を踏まえ、現物市場との整合性のある管理・運営に努め、もって現物価格の安定に資するものとなるよう配慮すること。

一 内部者取引の規制に当たっては、その規制の対象となる範囲が具体的かつ明確になるよう努めるとともに、行政当局、証券取引所等関係者において未然防止体制の整備、市場監視・検査体制の充実、万全を期すること。

一 今回の企業内容開示制度の改善を機に、我が国発行市場の活性化を図るため、今後とも発行市場改革を推進すること。

以上でございます。

何とぞ皆様の御賛同をお願いいたします。

○委員長(村上正邦君) ただいま志吉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(村上正邦君) 多数と認めます。よって、志吉君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許し

ます。宮澤大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤大蔵大臣) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(村上正邦君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(村上正邦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(村上正邦君) 次に、請願の審査を行います。

第六一号新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願外百八十一件は、保留とすることになりました。

以上、御報告いたしましたとおり決定することにより、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(村上正邦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(村上正邦君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

租税及び金融等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じます

が、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(村上正邦君) 次は、委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(村上正邦君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(村上正邦君) この際、一言ごあいさつ申し上げます。

今期国会、本委員会におきまして多少なりとも新味を出せればと努力をいたしました。おかげさまで八件の重要法案をいすれも充実した審査を行い、すべて議了することができました。これもひとえに委員各位の御理解と御協力のたまものと心から深く感謝申し上げます。

なお、御報告いたしますが、本委員会室の委員席の配置等、改善策を進めております。来るべき臨時国会には環境の整った第三委員会室で審査が行えるようになると存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十四分散会

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、大型間接税導入反対に関する請願(第一八七二号)

一、大型間接税の導入反対、大幅な所得減税に
関する請願(第一八七三三号)

一、電波によるたばこ広告廃止に関する請願
(第一八七四号)

一、未婚の母への寡婦控除適用に関する請願
(第一八七五号)

一、大型間接税導入反対に関する請願(第一八
九一号)

一、新間接税導入反対に関する請願(第一八
九二二号)

一、コインロッカー事業に対する新間接税の
導入反対に関する請願(第一九二二二号)

一、電波によるたばこ広告廃止に関する請願
(第一九三三八号)

第一八七二二号 昭和六十三年五月十六日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 島根県八束郡鹿島町大字佐陀本郷
九六三ノ一 上田幸博 外二千六
百四名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三八六号と同じである。

第一八七三三号 昭和六十三年五月十六日受理

大型間接税の導入反対、大幅な所得減税に関する
請願

請願者 千葉県八千代市八千代台北五ノ八
ノ一 戸叶嘉明 外三十七名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一三四〇号と同じである。

第一八七四号 昭和六十三年五月十六日受理

電波によるたばこ広告廃止に関する請願

請願者 東京都江戸川区上一色二ノ五ノ一
六 石川進吾 外四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第一八七五号 昭和六十三年五月十六日受理

未婚の母への寡婦控除適用に関する請願

請願者 大阪府城東区森宮一ノ一ノ五一五
鎌田葉子 外五十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一七四四号と同じである。

第一八九一〇号 昭和六十三年五月十六日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 横浜市中区山下町二五二番亀ビル
内神奈川県生活協同組合連合会
長 池田潔 外一万二千二百四十
五名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第三八六号と同じである。

第一八九二二号 昭和六十三年五月十六日受理

新間接税導入反対に関する請願

請願者 北海道上川郡風連町字東風連一、
九九九 松本昇 外六名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一四六六号と同じである。

第一九二二二号 昭和六十三年五月十六日受理

コインロッカー事業に対する新間接税の導入反
対に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市西台四ノ一ノ二六九
十 ロッカー株式会社代表取締役社
長 田晴通

紹介議員 飯田 忠雄君

コインロッカー事業は、新間接税導入に対して
はなじまない事業と考えられるので、導入を差し
控えられたい。

理由

(一)コインロッカー事業は、鉄道駅、空港などの構
内に、コインロッカーを設置し、交通機関利用客
(旅客)のため携帯品の一時保管を目的とする事業
であり、時代の要請に応じ、携帯品の一時預かり

事業にとつて変わつてきている。(二)この事業は、
鉄道・航空などの旅客運送事業開設以来、当該事
業に直接附帯しており、旅客のためには必要欠く
ことのできない極めて公共性の高い事業である。

(三)旅客が利用するコインロッカーに一時保管する
携帯品の内容は、生活必需品であり、その料金は、
低く抑えられ、かつ、全国的に統一されている。

(四)この事業に使用するコインロッカーは、機
械の構造上、百円刻みの料金改訂しかできない。

また、将来要望を満たす新機種が開発されても極
めて高価なものになるため、営業は成り立たない。

したがって、新間接税が導入された場合利
用客に税額の負担を転嫁することが不可能であ
り、業者において税額を全部直接税として負担す
ることになる。(五)新間接税は、直間比率を是正
し、広く浅く最終消費者に税を負担せしめて、直
接税率を引き下げるものである。しかし、コイン
ロッカー事業においては、最終利用者に税を負担
せしむることが、物理的に不可能であり、直接税
として増税を被ることになる。(資料添付)

第一九三三八号 昭和六十三年五月十七日受理

電波によるたばこ広告廃止に関する請願

請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷二ノ三八ノ一
ノ四一七 斉藤麗子 外七名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

五月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、電波によるたばこ広告廃止に関する請願
(第一九三三三号)(第一九四四号)

一、大型間接税導入反対に関する請願(第二〇
〇五号)

一、電波によるたばこ広告廃止に関する請願
(第二〇一七号)

一、大蔵省財務局の大幅増員に関する請願(第
二〇一八号)

一、大型間接税導入反対に関する請願(第二〇
二〇五号)

一、電波によるたばこ広告廃止に関する請願
(第二〇一七号)

一、大蔵省財務局の大幅増員に関する請願(第
二〇一八号)

一、大型間接税導入反対に関する請願(第二〇
二〇五号)

一、電波によるたばこ広告廃止に関する請願
(第二〇一七号)

一九九四号(第二〇三九号)(第二〇四〇号)(第二
〇四一四号)

一、新間接税導入反対に関する請願(第二〇
四二二号)

一、電波によるたばこ広告廃止に関する請願
(第二〇四三三号)(第二〇四四四号)(第二〇八五
号)

第一九三三三号 昭和六十三年五月十八日受理

電波によるたばこ広告廃止に関する請願

請願者 東京都板橋区加賀二ノ三ノ一ノ四
〇九 榎村安彦 外二名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第一九四四号 昭和六十三年五月十八日受理

電波によるたばこ広告廃止に関する請願

請願者 千葉県柏市大青田一、五五九 石
塚茂 外四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第二〇〇五号 昭和六十三年五月十八日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 宮城県岩沼市相原二ノ一ノ二九
松本祐子 外千五百六十名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第三八六号と同じである。

第二〇一七号 昭和六十三年五月十八日受理

電波によるたばこ広告廃止に関する請願

請願者 東京都東村山市富士見三ノ一ノ一
二八 鈴木ヒロ子 外二名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

請願者 福岡県筑後市大字山ノ井一六二ノ

八 篠原克臣 外九千九百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第二〇一九号 昭和六十三年五月十八日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 大阪府南区高津三ノ二ノ一四 望

月一虎 外六十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三八六号と同じである。

第二〇三九号 昭和六十三年五月十八日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 静岡市栄町一ノ五 殖産静岡ビル内

静岡県生活協同組合連合会専務理事 桑原良夫 外六千二百三十三名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第三八六号と同じである。

第二〇四〇号 昭和六十三年五月十八日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 奈良市南紀寺町五ノ六四ノ四 尾崎八重子 外四十二名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三八六号と同じである。

第二〇四一号 昭和六十三年五月十八日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区経堂二ノ三三ノ五

久保梓 外千六百名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三八六号と同じである。

第二〇四二号 昭和六十三年五月十八日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区経堂二ノ三三ノ五

久保梓 外千六百名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三八六号と同じである。

請願者 北海道士別市多寄町三五線西一
神田寿昭 外二十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一四六六号と同じである。

第二〇四三号 昭和六十三年五月十八日受理

電波によるたばこ広告廃止に関する請願

請願者 東京都練馬区桜台一ノ二六ノ一三

笹本雅雄 外一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第二〇四四号 昭和六十三年五月十八日受理

電波によるたばこ広告廃止に関する請願

請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷二ノ三八ノ一

ノ四〇四 山口安昭 外九名

紹介議員 抜山 映子君

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第二〇八五号 昭和六十三年五月十八日受理

電波によるたばこ広告廃止に関する請願

請願者 東京都北区赤羽西六ノ一二ノ一

小沢梓 外八名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。